

(表面)

健康診断書

氏名	
生年月日	年 月 日
年齢	

上記の者について、下記のとおり診断します。

1. 精神機能の障害

なし あり

※「あり」に該当する場合には下記①から③の事項を2. 所見欄に記載すること。

①病名、②現に受けている治療の内容及び③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否かを記載すること。

2. 所見欄

①	
②	
③	

※詳細については追加資料の添付も可。

I. 診断年月日	年 月 日
II. 診断を受けた病院、診療所等の名称	
III. 診断を受けた病院、診療所等の所在地	
IV. IIIの連絡先	TEL
V. 診断をした医師の氏名	印

※裏面もご確認ください。

(裏面)

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。(下記抜粋箇所を参考にすること。)

○通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)

第一章 総則

(業務)

第二条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章 全国通訳案内士

第三節 全国通訳案内士の登録

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

※法第21条第1項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)とする。

第三章 地域通訳案内士

第五十四条第二項

一 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域(以下「地域通訳案内士業務区域」という。)

第三節 地域通訳案内士の登録

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。